

議案第 2 4 号

おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について

おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 1 0 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 8 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県ひとり親家庭等医療費助成事業実施要領等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
おいらせ町おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例（平成18年おいらせ町条例第105号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項、第4項及び第5項を次のように改める。

1 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

4 両上肢の全ての指を欠くもの

5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。